

所得税・町県民税の申告が始まります

所得税および復興特別所得税の申告について

問 光税務署 ☎0833-71-0166

光税務署では、次のとおり申告会場を開設します。

■期間（土日・祝日を除く）

2月17日（月）～3月16日（月）

■受付時間

午前8時30分～午後4時

※混雑状況によって午後4時以前に相談受付を終了する場合があります。

■相談時間 午前9時～午後5時

■場所 光税務署（光市虹ヶ浜 3-10-1）

※2月16日（日）以前は、申告会場は設置していません。

■スマホでも所得税の確定申告書が作成できます。

申告会場は、大変混雑が予想されます。国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』を利用してパソコン・スマホから、e-Tax または郵送などにより提出されることをお勧めします。

詳細は国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。

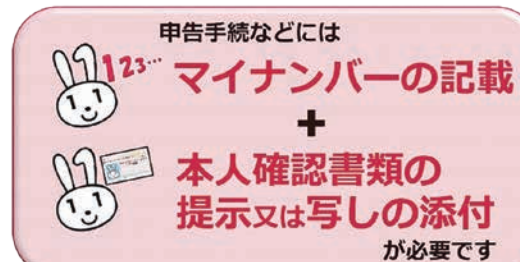
社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

令和元年分の確定申告書を税務署に提出する際は、個人番号（12桁）の記載と本人確認（番号確認と身元確認）書類の提示または写しの添付が必要です。

※マイナンバーカードをお持ちの人は、マイナンバーカードだけで本人確認が可能です。

また、ご自宅などから e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、



詳細は、国税庁ホームページトップページの



町県民税の申告について

問 税務課 課税係 ☎52-5804

◇申告が必要な人

令和2年1月1日現在、本町に在住する人で下記に該当する人

- ・年末調整済の給与所得以外の収入（農業、営業、不動産、配当、譲渡など）があった人

※年末調整済給与以外の所得の合計が20万円を超える場合は、所得税の確定申告が必要です。

20万円以下の場合は、確定申告の必要はありませんが、**町県民税の申告が必要です。**

- ・収入が公的年金、恩給（遺族年金を除く）のみで、年金の源泉徴収票に記載されたもの以外の控除を受けられる人
- ・病気や失業、学生などで収入が無かった人

※所得税の確定申告をした人は、原則として、町県民税の申告は不要です。

※国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している人は、保険税（料）の算定などに必要となりますので、収入がない人でも必ず申告してください。

申告期間 2月17日（月）～3月16日（月）
受付時間 9:30～11:30 / 13:30～16:00

◇申告に必要なもの

- ・申告書（申告書が届いた人）
- ・本人確認書類（マイナンバーの番号確認と本人確認ができるもの）またはその写し
- ・印鑑（認印可）
- ・金融機関の口座番号が分かるもの（所得税および復興特別所得税の還付を受ける場合）
- ・収入に関する書類（収入金額が分かる、以下の書類が必要）

収入の内容	必要な書類など
給与、公的年金の収入	源泉徴収票
公的年金以外の年金（個人年金）の収入	生命保険会社や損害保険会社の『支払額に関する通知』など
事業（農業・営業・不動産）による収入	令和元年中の収入・支払の分かる収支計算書や領収書 など

- ・控除に関する書類（控除を受ける場合、以下の書類が必要）

受ける控除	必要な書類など
医療費控除	領収書の内容を事前に記載した『医療費控除の明細書』、医療費通知
生命保険料・地震保険料控除	控除証明書
社会保険料控除	国民健康保険税、健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の『納付証明書』。国民年金の『支払証明書または領収書』など
障害者控除	障害者手帳などの証明書類 ※要介護認定高齢者（65歳以上）に係る障害者控除の適用を受けようとする場合には、健康保険課が発行する『障害者控除対象者認定書』

◇申告会場など

下記の日程を参照の上、お住まいの自治会の申告相談日時・会場にお越しください。なお、都合のつかない人は、2月17日(月)～3月16日(月)までに町役場1階会議室で申告をしてください(土日・祝日を除く)。

※申告期間中は税務課窓口、申告会場とも大変混み合い、長時間お待たせすることもありますので、時間に余裕を持ってお越しください。また、申告に必要な書類は事前に整理しておくなど、申告時間の短縮にご協力をお願いします。

※各申告会場では、所得税の確定申告も受け付けますが、農業以外の事業所得や不動産所得、譲渡所得(株式・土地)、配当所得のある人は税務署で申告をしてください。

月日	時間	申告対象自治会	申告会場	月日	時間	申告対象自治会	申告会場
2/20 (木)	9:30～11:30	奈良・竹重・三宅	麻郷福祉 会館	2/28 (金)	9:30～11:30	竹尾・大国木・真殿・中 西	西田布施 公民館
	13:30～15:30	新川・尾迫			13:30～15:30	岸田団地・西田布施・矢 蔵	
2/21 (金)	9:30～11:30	助政・井神・地家・蓮輪・ 浜城・泊団地・麻郷団地	麻郷 公民館	3/2 (月)	13:30～15:30	郷東・市明	小行司 分館
	13:30～15:30	旭・高塔・鳥越・八海					
2/25 (火)	14:00～15:00	馬島	馬島 集会所	3/3 (火)	9:30～11:30	宿井・新宿井(1・2)・石 の口・吉井・城南・瓜迫	城南 公民館
					13:30～15:30	西山・葛岡・川西・大田	
2/26 (水)	9:30～11:30	土井の内・塩坪・波野団地(北・ 南)・雇用促進・上ゲ・八和田・ 配原・由免	東田布施 公民館	3/4 (水)	9:30～11:30	天神・新町・本町・砂田・ 定井手・瀬戸	役場1階 会議室
	13:30～15:30	大波野中・大波野上			13:30～16:00	中央南・名倉・石迫・長田	
2/27 (木)	9:30～11:30	戒ヶ下・尾津(東・中・西)・ 見田団地	麻里府 公民館	3/5 (木)	9:30～11:30	波野市・祇園・寿・一本 松・長合・国信	役場1階 会議室
	13:30～15:30	中郷・上組			13:30～16:00	御蔵戸・平田・木地・き じが丘	